

平成31年3月29日

○条例

小田原市子育て支援センター条例

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小田原市国民健康保険片浦診療所条例の一部を改正する条例

小田原城天守閣条例の一部を改正する条例

小田原城歴史見聞館条例の一部を改正する条例

小田原市図書館条例の一部を改正する等の条例

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

○規則

小田原市公共施設包括管理業務事業者選定委員会規則

酒匂市民集会施設用地活用事業者選定委員会規則

小田原市人権施策推進委員会規則

小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会規則

小田原漁港交流促進施設条例施行規則

高田浄水場再整備事業推進委員会規則

小田原市事務分掌に関する規則の一部を改正する規則

小田原市地域子育て支援拠点事業等事業者選定委員会規則の一部を改正する規則

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の旅費に関する条例施行規則及び小田原市職員の外国旅行の旅費に関する規則の一部を改正する規則

小田原市財務規則の一部を改正する規則

小田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

小田原城天守閣条例施行規則の一部を改正する規則

小田原城歴史見聞館条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市道路占用等規則及び小田原市水路及び認定外道路に関する条例施行規則の一部を改正する規則

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

小田原市久野霊園条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市高等学校等奨学金支給規則の一部を改正する規則

小田原市立病院処務規則の一部を改正する規則

小田原市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

小田原市消防吏員の階級、服制等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市公共施設再編基本計画策定検討委員会規則を廃止する規則

おだわら高齢者福祉介護計画策定検討委員会規則を廃止する規則

小田原市地域包括支援センター運営協議会規則を廃止する規則

小田原市立病院再整備基本構想策定検討委員会規則を廃止する規則

小田原市子育て支援センター条例をここに公布する。

平成31年 3月29日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市条例第10号

小田原市子育て支援センター条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を行う施設として、小田原市子育て支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称 | 位 置 |
|---------------|----------------|
| マロニエ子育て支援センター | 小田原市中里273番地の6 |
| いずみ子育て支援センター | 小田原市飯田岡382番地の2 |
| こゆるぎ子育て支援センター | 小田原市羽根尾281番地の3 |
| おだびよ子育て支援センター | 小田原市栄町一丁目1番15号 |

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童福祉法第4条第1項第1号に規定する乳児又は同項第2号に規定する幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所の提供に関すること。
- (2) 子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助に関すること。
- (3) 子育てに関する講習等の実施に関すること。
- (4) 子育ての支援に係る活動を行う団体又は個人（以下この号において「子育て支援活動団体等」という。）の支援及び子育て支援活動団体等との連携に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第4条 センターの管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第5条 指定管理者が行うセンターの管理の業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) センターの維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（休場日）

第6条 センターの休場日は、次のとおりとする。

- (1) マロニエ子育て支援センター 次に掲げる日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「休日」という。）

ウ 1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までの日

- (2) いずみ子育て支援センター 次に掲げる日

ア 日曜日及び月曜日

イ 休日

ウ 休日の翌日（その日が土曜日に当たるときを除く。）

エ 1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までの日

- (3) こゆるぎ子育て支援センター 次に掲げる日

ア 日曜日、月曜日、水曜日及び土曜日

イ 休日

ウ 休日の翌日

エ 1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までの日

- (4) おだびよ子育て支援センター 小田原市図書館条例（昭和34年小田原市条例第21号）第2条に規定する小田原市立小田原駅東口図書館の休館日に該当する日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休場し、又は開場することができる。

（開場時間）

第7条 センターの開場時間は、午前9時から午後5時まで（おだびよ子育て支援セン

ターにあつては、午後6時まで)とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に開場時間を変更することができる。

(入場の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者には、センターへの入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 第3条各号に掲げる事業を利用する者以外の者
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗を乱し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) センターの施設若しくは設備を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

第9条 入場者は、センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失した場合において、原状回復ができないときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、センターの管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月29日

小田原市長 加藤 憲 一

小田原市条例第11号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部小田原市公共施設再編基本計画策定検討委員会の項を次のように改める。

| | | |
|------------------------|---|------|
| 小田原市公共施設包括管理業務事業者選定委員会 | 複数の公共施設に係る保守点検等の業務を包括的に行う事業者の選定に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。 | 6人以内 |
|------------------------|---|------|

別表市長の部おだわら市民交流センター指定候補者選定委員会の項の次に次のように加える。

| | | |
|----------------------|---|------|
| 酒匂市民集会施設用地活用事業者選定委員会 | 酒匂市民集会施設の用地の活用を行う事業者の選定に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。 | 8人以内 |
|----------------------|---|------|

別表市長の部小田原市女性の活躍推進協議会の項の次に次のように加える。

| | | |
|---------------|---|-------|
| 小田原市人権施策推進委員会 | 人権施策の推進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。 | 12人以内 |
|---------------|---|-------|

別表市長の部おだわら高齢者福祉介護計画策定検討委員会の項を次のように改める。

| | | |
|-----------------------|---|-------|
| 小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会 | おだわら高齢者福祉介護計画並びに高齢者福祉施策及び介護保険事業の総合的かつ計画的な推進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。 | 17人以内 |
|-----------------------|---|-------|

別表市長の部小田原市地域包括支援センター運営協議会の項を削り、同部小田原市地域子育て支援拠点事業等事業者選定委員会の項中「小田原市地域子育て支援拠点事業等事業者選定委員会」を「小田原市ファミリー・サポート・センター事業者選定委員会」に改め、「地域子育て支援拠点事業及び」を削り、同部小田原市立病院再整備基本構想策定検討委員会の項を削り、同部高田浄水場等運転管理業務事業者選定委員会の項の次に次のように加える。

| | | |
|-----------------|--|-------|
| 高田浄水場再整備事業推進委員会 | 高田浄水場再整備事業に係る設計、施工等の業務を行う事業者の選定その他高田浄水場再整備事業に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。 | 10人以内 |
|-----------------|--|-------|

別表教育委員会の部史跡小田原城跡調査・整備委員会の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|--|-------|
| 小田原市立小田原駅東口図書館及びおだびよ子育て支援センター指定候補者選定委員会 | 小田原市立小田原駅東口図書館及びおだびよ子育て支援センターの指定管理者の候補者の選定等に関する事項につき、市長及び教育委員会の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。 | 10人以内 |
|---|--|-------|

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市条例第12号

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例（昭和44年小田原市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「小田原市公共施設再編基本計画策定検討委員会」を「小田原市公共施設包括管理業務事業者選定委員会」に改める。

別表第4生活保護自立支援員の項の次に次のように加える。

| | | |
|-------------|----|---------|
| 生活保護就労準備支援員 | 月額 | 83,300円 |
|-------------|----|---------|

別表第4生活困窮者就労支援員の項の次に次のように加える。

| | | |
|--------------|----|------------|
| 生活困窮者家計改善支援員 | 月額 | 124,950円以内 |
|--------------|----|------------|

別表第4こんにちは赤ちゃん訪問員の項を次のように改める。

| | | |
|--------------|-----------------|--------|
| こんにちは赤ちゃん訪問員 | 訪問相談業務 1件につき | 4,000円 |
| | 報告会等出席 1回につき | 3,000円 |

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月29日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市条例第13号

小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の給与に関する条例（昭和37年小田原市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項を次のように改める。

- 3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（一般職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「一般職（1）8級職員」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第9条第1項中「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、第3号及び第4号を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

第9条第3項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある一般職（1）8級職員が一般職（1）8級職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の届出に係るものがある職員で一般職（1）8級職員以外のものが一般職（1）8級職員となった場合

第9条の2第1項中「本市」を「在勤する地域」に改め、同条第2項中「に100分の7」を「(以下この条において「給料等合計額」という。)に100分の10」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の15.5」を「給料等合計額に100分の16」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、市外への転任を命ぜられた職員(転任の事情を考慮して規則で定める職員を除く。)の地域手当の月額は、給料等合計額に、その在勤する地域に係る地域手当の級地(一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3第2項に規定する地域手当の級地をいう。以下同じ。)の区分に応じて同条第2項各号に定める割合(当該割合が前項に規定する割合に満たない場合又は当該在勤する地域に係る地域手当の級地がない場合にあつては、同項に規定する割合)を乗じて得た額とする。

第9条の3を次のように改める。

(住居手当)

第9条の3 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃を支払っている職員(規則で定める職員を除く。)に支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額に相当する額

(2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 27,000円

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

小田原市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月29日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市条例第14号

小田原市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の旅費に関する条例（昭和37年小田原市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第1項に規定する職員をいう。
- (2) 赴任 新たに採用された職員（国、都道府県又は他の市町村（特別区を含む。）の職員から引き続いて採用された職員及び市長が特に旅費の支給を必要と認めた職員に限る。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。
- (3) 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

第3条中「旅費」の次に「の種類」を加え、「及び宿泊料」を「、宿泊料、移転料、着後手当及び家族移転料」に改め、同条に次の8項を加える。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路旅行（陸上の旅行であって、鉄道によらないものをいう。以下同

じ。)について、路程に応じ実費額により支給する。

6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

7 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

8 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

9 家族移転料は、赴任に伴う家族の移転について支給する。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

第18条から第20条までを削る。

第17条第1項中「第7条、第8条及び第13条」を「第6条、第7条及び第12条」に改め、同条を第19条とし、第14条から第16条までを2条ずつ繰り下げる。

第13条第1項を削り、同条第2項を同条とし、同条を第12条とし、同条の次に次の3条を加える。

(移転料)

第13条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。ただし、国家公務員の例により必要な調整を行うことができる。

(1) 赴任の際家族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた規則で定める定額による額

(2) 赴任の際家族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際家族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額

2 前項第3号の場合において、家族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、家族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

(着後手当)

第14条 着後手当の額は、第12条の宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(家族移転料)

第15条 家族移転料の額は、次の各号に規定する額による。ただし、国家公務員の例により必要な調整を行うことができる。

(1) 赴任の際家族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における家族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に掲げる額の合

計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに宿泊料の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の宿泊料の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃及び航空賃の2分の1に相当する額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第13条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、家族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、同号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。

(3) 第1号アからウまでの規定により宿泊料の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第20条の2を第20条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の小田原市職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出張又は赴任を命ぜられた職員等の旅行から適用する。

3 施行日に赴任を命ぜられた職員に係る改正後の第2条第2号の規定の適用については、同号中「転任を命ぜられた職員」とあるのは、「転任を命ぜられた職員（市長が旅費の支給を必要と認めた職員に限る。）」とする。

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月29日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市条例第15号

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小田原市国民健康保険条例（昭和34年小田原市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第19条の2第1項第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同項第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

第25条第1項第2号中「資格取得日」を「被保険者の資格を取得した日」に改め、「の間」の次に「にある者」を加える。

附則第6条中「当分の間、」の次に「所得割額に係る」を加え、「資格取得日」を「被保険者の資格を取得した日」に改め、「までの間」の次に「にある者」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第19条の2及び附則第6条の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

小田原市国民健康保険片浦診療所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月29日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第16号

小田原市国民健康保険片浦診療所条例の一部を改正する条例

小田原市国民健康保険片浦診療所条例（昭和31年小田原市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の108」を「同法第29条の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率とを合計した率（以下「消費税率等」という。）に1を加えた率」に改める。

第6条中「100分の108」を「消費税率等に1を加えた率」に改める。

第7条第1項第1号中「1,620円」を「2,200円」に改め、同項第2号中「3,240円」を「3,300円」に改め、同項第3号中「4,320円」を「5,500円」に改め、同項第4号中「640円」を「1,100円」に改め、同項第5号中「2,160円」を「3,300円」に改め、同条第2項中「3,240円」を「3,300円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行し、改正後の第5条から第7条までの規定は、同日以後の診療に係る料金、往診に係る車の使用料、請求に係る診断書等の手数料及び死体処置に係る処置料について適用する。

小田原城天守閣条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月29日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第17号

小田原城天守閣条例の一部を改正する条例

小田原城天守閣条例（昭和35年小田原市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

| 金額 | 常盤木門展示室の利用料金を同時に徴収する場合の金額 | 常盤木門展示室及び小田原城歴史見聞館の利用料金を同時に徴収する場合の金額 |
|----------|---------------------------|--------------------------------------|
| 円 500 | 円 430 | 円 350 |
| 200 | 170 | 140 |
| 400 | 340 | 280 |
| 160 | 140 | 110 |

を

| |
|----------|
| 金額 |
| 円 500 |
| 200 |
| 400 |
| 160 |

に改め、別表第1の2の表中

| 金額 | 天守閣の利用料金を同時に徴収する場合の金額 | 天守閣及び小田原城歴史見聞館の利用料金を同時に徴収する場合の金額 |
|----------|-----------------------|----------------------------------|
| 円 200 | 円 170 | 円 140 |
| 60 | 50 | 40 |

を

| |
|----------|
| 金額 |
| 円 200 |
| 60 |

に改

| | | | |
|-----|-----|-----|---|
| 160 | 140 | 110 | 」 |
| 40 | 30 | 20 | |

| | |
|-----|---|
| 160 | 」 |
| 40 | |

め、別表第1備考3中「。この場合において、当該割引利用料金の額は、この表に定める個人に係る利用料金の額の100分の90に相当する額を下ることができない」を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

小田原城歴史見聞館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月29日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第18号

小田原城歴史見聞館条例の一部を改正する条例

小田原城歴史見聞館条例（平成9年小田原市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「とし、及び有料の設備を使用しよう」を削り、同条第2項中「又は使用」を削り、同条第3項中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改める。

第9条中「（見聞館の入館に係るものに限る。別表第1において同じ。）」を削る。

第10条ただし書中「とし、又は有料の設備を使用しよう」を削る。

別表第2を削る。

| | | | | |
|-------|-----|------------------------------------|-----|-------------|
| 別表第1中 | 金額 | 小田原城天守閣及び常盤木門展示室の利用料金を同時に徴収する場合の金額 | 金額 | を に改め、同表 |
| | 円 | 円 | 円 | |
| | 300 | 210 | 300 | |
| | 100 | 70 | 100 | |
| | 240 | 170 | 240 | |
| 80 | 50 | 80 | | |

備考3中「。この場合において、当該割引利用料金の額は、この表に定める個人に係る利用料金の額の100分の90に相当する額を下ることができない」を削り、同表を別表とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

小田原市図書館条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成31年 3月29日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市条例第19号

小田原市図書館条例の一部を改正する等の条例

(小田原市図書館条例の一部改正)

第1条 小田原市図書館条例(昭和34年小田原市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称 | 位 置 |
|------------|-----------------|
| 小田原市立中央図書館 | 小田原市南鴨宮一丁目5番30号 |

第3条中「、前条の目的を達成するため」を削り、「行う。」を「行うものとする。」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 法第3条各号に掲げる事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、法第2条第1項に規定する施設の目的を達成するために必要な事業

第2条 小田原市図書館条例の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

| | |
|----------------|----------------|
| 小田原市立小田原駅東口図書館 | 小田原市栄町一丁目1番15号 |
|----------------|----------------|

第3条第1号中「第3条各号」の次に「(小田原市立小田原駅東口図書館(以下「東口図書館」という。)にあつては、第5号を除く。)」を加える。

第4条を次のように改める。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 小田原市立中央図書館 次に掲げる日

ア 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後最初の休日以外の日）

イ 1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までの日

ウ 特別整理期間として7日を超えない範囲内で小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める日

(2) 東口図書館 次に掲げる日

ア 1月につき1日を超えない範囲内で教育委員会が定める日

イ 1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までの日

ウ 特別整理期間として7日を超えない範囲内で教育委員会が定める日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

第7条を第13条とし、第6条を第12条とし、第5条を第11条とし、第4条の次に次の6条を加える。

(開館時間)

第5条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

(1) 小田原市立中央図書館 午前9時から午後7時まで（日曜日、土曜日及び休日にあつては、午前9時から午後5時まで）

(2) 東口図書館 午前9時から午後9時まで（日曜日、土曜日及び休日にあつては、午前9時から午後6時まで）

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(入館の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、図書館への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱し、又はそのおそれがあると認められる者

(2) 図書館の施設若しくは設備を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある
と認められる者

(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品を携帯する者

(4) 前3号に掲げるもののほか、図書館の管理上支障があると認められる者
(損害賠償)

第7条 図書館の施設、設備又は図書館資料等を破損し、汚損し、又は紛失した者は、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第8条 東口図書館の管理は、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの
(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第9条 指定管理者が行う東口図書館の管理の業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。

(2) 東口図書館の維持管理に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者による管理に係る特例)

第10条 前2条の規定により東口図書館の管理の業務を指定管理者が行う場合における東口図書館に係る第4条から第7条までの規定の適用については、第4条第1項第2号中「教育委員会が」とあるのは「第8条に規定する指定管理者が教育委員会の承認を得て」と、同条第2項及び第5条第2項中「教育委員会」とあるのは「第8条に規定する指定管理者」と、「臨時に」とあるのは「教育委員会の承認を得て臨時に」と、第6条中「教育委員会」とあるのは「第8条に規定する指定管理者」と、第7条中「教育委員会」とあるのは「教育委員会又は次条に規定する指定管理者」とする。

(星崎記念館条例の廃止)

第3条 星崎記念館条例(昭和39年小田原市条例第16号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月29日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市条例第20号

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例（昭和41年小田原市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「1,620円」を「2,200円」に改め、同項第2号中「3,240円」を「3,300円」に改め、同項第3号中「4,320円」を「5,500円」に改め、同項第4号中「640円」を「1,100円」に改め、同項第5号中「2,160円」を「3,300円」に改め、同条第2項中「3,240円」を「3,300円」に改める。

別表第1特別入院室料（加算額）の項中「12,960」を「13,200」に、「19,440」を「19,800」に、「9,070」を「9,240」に、「13,600」を「13,860」に、「3,880」を「3,960」に、「5,830」を「5,940」に、「1,940」を「1,980」に、「2,910」を「2,970」に改め、同表初診時選定療養費の項中「5,400」を「5,500」に改め、同表再診時選定療養費の項中「2,700」を「2,750」に改め、同表特別長期入院料の項中「100分の108」を「、消費税法第29条の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率とを合計した率（以下「消費税率等」という。）に1を加えた率」に改める。

別表第2育児相談料の項中「3,240」を「3,300」に改め、同表中

「

| | | | |
|---------|----|----|--|
| 被服貸与料 | 1日 | 実費 | |
| 松葉づえ貸与料 | | 60 | |

」

を

| | | | |
|-------|----|----|--|
| 被服貸与料 | 1日 | 実費 | |
|-------|----|----|--|

に改め、同表がん検診料の項、上記以外の一般診療の項及び食事療養費の項中「100分の108」を「消費税率等に1を加えた率」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定（育児相談料の項、がん検診料の項、上記以外の一般診療の項及び食事療養費の項に係る部分を除く。）は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条、別表第1並びに別表第2 育児相談料の項、がん検診料の項、上記以外の一般診療の項及び食事療養費の項の規定は、この条例の施行の日以後の請求に係る診断書等の手数料、死体処置に係る処置料、診療に係る料金及び施設の使用に係る使用料について適用する。

小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月29日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市条例第21号

小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例（昭和41年小田原市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

| 報 酬 額 | |
|-------|---------|
| 年 額 | 77,200円 |
| 年 額 | 67,600円 |
| 年 額 | 46,100円 |
| 年 額 | 37,900円 |
| 年 額 | 31,000円 |
| 年 額 | 28,400円 |
| 年 額 | 27,200円 |

を

| 報 酬 額 | |
|-------|---------|
| 年 額 | 82,500円 |
| 年 額 | 69,000円 |
| 年 額 | 50,500円 |
| 年 額 | 45,500円 |
| 年 額 | 37,000円 |
| 年 額 | 37,000円 |
| 年 額 | 36,500円 |

に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

小田原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月29日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第22号

小田原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

小田原市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年小田原市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「、第1号」の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え、「333円を」を「1人につき217円を」に改め、「267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者が不在の場合には、そのうち1人については」及び「）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族が不在の場合には、そのうち1人については300円）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

小田原市公共施設包括管理業務事業者選定委員会規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第6号

小田原市公共施設包括管理業務事業者選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例(昭和54年小田原市条例第1号)第2条の規定に基づき設置された小田原市公共施設包括管理業務事業者選定委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、複数の公共施設に係る保守点検等の業務を包括的に行う事業者の選定に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 前条に規定する事項に関して専門的な知識を有する者
- (2) 市の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、委員会に諮問された事項に関する審査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(除斥)

第7条 委員は、自己、配偶者又は3親等内の親族の利害に関係のある事案については、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

2 前項の規定により委員長が議事に加わることができない場合には、その議事に限り、第4条第3項に規定する委員長があらかじめ指名する委員が、委員長の職務を行う。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の事務は、企画部公共施設マネジメント課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

酒匂市民集会施設用地活用事業者選定委員会規則をここに公布する。

平成31年 3 月 2 9 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 7 号

酒匂市民集会施設用地活用事業者選定委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された酒匂市民集会施設用地活用事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、酒匂市民集会施設の用地の活用を行う事業者の選定に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第 3 条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民組織の役員
- (3) 小田原市立酒匂小学校に在籍する児童の保護者を代表する者
- (4) 小田原市立酒匂小学校の職員を代表する者
- (5) 市の職員（前号に掲げる者を除く。）
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、委員会に諮問された事項に関する審査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(除斥)

第7条 委員は、自己、配偶者又は3親等内の親族の利害に関係のある事案については、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の事務は、市民部地域政策課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

小田原市人権施策推進委員会規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第8号

小田原市人権施策推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例(昭和54年小田原市条例第1号)第2条の規定に基づき設置された小田原市人権施策推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、人権施策の推進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 人権関係団体が推薦する者

(3) 社会福祉関係団体が推薦する者

(4) 地域経済団体が推薦する者

(5) 公募市民

(6) 行政職員

(7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、市民部人権・男女共同参画課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第9号

小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、おだわら高齢者福祉介護計画並びに高齢者福祉施策及び介護保険事業の総合的かつ計画的な推進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 歯科医師
- (3) 薬剤師
- (4) 理学療法士
- (5) 介護支援専門員
- (6) 介護老人福祉施設の管理者
- (7) 介護老人保健施設の管理者
- (8) 地域密着型サービス事業所の管理者
- (9) 社会福祉士
- (10) 民生委員
- (11) 社会福祉法人小田原市社会福祉協議会の役員

- (12) 住民組織の役員
- (13) 介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第1号に規定する第1号被保険者
- (14) 介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者
- (15) 公募市民
- (16) 学識経験者
- (17) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（秘密の保持）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（庶務）

第8条 委員会の事務は、福祉健康部高齢介護課において処理する。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第2項本文の規定にかかわらず、委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。

小田原漁港交流促進施設条例施行規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第10号

小田原漁港交流促進施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原漁港交流促進施設条例（平成29年小田原市条例第26号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可)

第2条 条例第8条第1項前段の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間（指定管理者が特別の理由があると認めるときは、指定管理者が定める期間）内に小田原漁港交流促進施設使用許可申請書（様式第1号）により指定管理者に申請しなければならない。

- (1) 水産物等販売施設及び飲食物提供施設 使用しようとする期間の初日の属する月の6月前の月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日以後最初の休館日以外の日）から1月前の月の末日まで
- (2) イベント広場 使用しようとする期間の初日の属する月の6月前の月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日以後最初の休館日以外の日）から当該使用しようとする日まで
- (3) 多目的室 使用しようとする日の属する月の6月前の月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日以後最初の休館日以外の日）から当該使用しようとする日まで

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えてしなければならない。

- (1) 水産物等販売施設及び飲食物提供施設 次に掲げる書類
 - ア 事業計画を記した書類

- イ 定款その他これに類する書類
- ウ 現に行っている事業の概要を示す書類
- エ 登記事項証明書又は住民票の写し
- オ 許可又は免許を必要とする事業を営む場合にあっては、当該許可又は免許を受けていることを証する書面の写し
- カ 市税等の納税証明書その他これに類する書類
- キ アからカまでに掲げるもののほか、指定管理者が必要と認める書類

(2) イベント広場及び多目的室 指定管理者が必要と認める書類

3 指定管理者は、第1項の規定による申請を許可したときは、小田原漁港交流促進施設使用許可書（様式第2号）を申請した者に交付するものとする。

（変更許可）

第3条 条例第8条第1項後段の許可を受けようとする者は、小田原漁港交流促進施設使用変更許可申請書（様式第3号）に指定管理者が必要と認める書類を添えて指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、他の使用者の使用に支障が生じない場合に限り、許可することができる。

3 指定管理者は、使用の変更を許可したときは、小田原漁港交流促進施設使用変更許可書（様式第4号）を申請した者に交付するものとする。

（使用許可の更新）

第4条 条例第9条第1項の規則で定める日は、同項の許可の期間の満了の日の属する月の6月前の月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日以後最初の休館日以外の日）とする。

2 条例第9条第1項の許可を受けようとする者は、小田原漁港交流促進施設使用更新許可申請書（様式第5号）に第2条第2項第1号に掲げる書類及び同条第3項の規定による許可書の写しを添えて指定管理者に申請しなければならない。ただし、指定管理者が認めるときは、第2条第2項第1号に掲げる書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

3 指定管理者は、前項の規定による申請を許可したときは、小田原漁港交流促進施設使用更新許可書（様式第6号）を申請した者に交付するものとする。

4 前条の規定は、条例第9条第3項の許可について準用する。

(使用の取りやめの届出)

第5条 条例第8条第1項又は第9条第1項若しくは第3項の許可（以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用許可に係る使用を取りやめようとするときは、小田原漁港交流促進施設使用取りやめ届（様式第7号）に第2条第3項、第3条第3項（前条第4項において準用する場合を含む。）又は前条第3項の規定により交付された許可書を添えて、指定管理者に届け出なければならない。ただし、指定管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

(付帯設備の利用料金の限度額)

第6条 条例第10条第3項の規則で定める額は、別表のとおりとする。

(利用料金の差額の徴収)

第7条 条例第8条第1項後段又は第9条第3項の許可（次項において「変更の許可」という。）に係る施設及び設備の利用料金（以下「変更後の利用料金」という。）の額が既に支払われた利用料金（以下「既納の利用料金」という。）の額より大きいときは、当該許可を受けた者は、変更後の利用料金の額から既納の利用料金の額を差し引いて得た額（次項において「差額」という。）を支払わなければならない。

2 差額は、条例第10条第2項各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期限までに支払わなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第8条 条例第11条の規定により利用料金を減額し、又は免除する基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 市が公用のため使用する場合 免除

(2) 前号に掲げる場合のほか、指定管理者が特に必要と認める場合 指定管理者が定める額の減額又は免除

2 条例第11条の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、使用許可の申請をする際に小田原漁港交流促進施設利用料金減額・免除申請書（様式第8号）により申請しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、申請した者に小田原漁港交流促進施設利用料金減額・免除決定通知書（様式第9号）により

通知するものとする。

(利用料金の還付基準)

第9条 条例第12条ただし書の規定により利用料金を還付する基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用者の責めに帰すことができない理由により、許可を受けた施設又は設備の全部を使用できなかつたとき 既納の利用料金の全額
- (2) 使用者の責めに帰すことができない理由により、許可を受けた施設の一部を使用できなかつたとき 指定管理者が定める額
- (3) 使用者が、多目的室の使用の許可を受けた場合において、使用の日の10日前までに使用の変更を申請し、指定管理者の許可を受けた場合であつて、既納の利用料金の額が変更後の利用料金の額を超えるとき 既納の利用料金の額から変更後の利用料金の額を差し引いて得た額
- (4) 使用者が、多目的室の使用の許可を受けた場合において、使用の日の10日前までに使用の取りやめの届出をしたとき 既納の料金の全額

(使用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、条例第14条の規定により使用許可を取り消し、又は使用中を中止させるときは、小田原漁港交流促進施設使用許可取消・使用中止通知書(様式第10号)を使用者に交付するものとする。

(入館者の遵守事項)

第11条 何人も、小田原漁港交流促進施設(以下「交流促進施設」という。)内において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) あらかじめ指定された場所以外の場所における喫煙及び火気の使用
- (2) 飲食物提供施設、イベント広場及び多目的室以外の場所における飲酒。ただし、指定管理者が適当と認める場合は、この限りでない。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上必要と認めて、交流促進施設内に掲示した行為

(損害の届出)

第12条 使用者は、交流促進施設の建物、施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに、理由を付して指定管理者に届け出なければならない。

(実施細目)

第13条 この規則に定めるもののほか、交流促進施設の管理等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

別表（第6条関係）

| 名称 | 区分 | 単位 | 利用料金 |
|--------|-----|----|------|
| 移動式調理台 | 1時間 | 1台 | 200円 |

様式第1号（第2条関係）その1

| | | |
|---|-------------------------|--|
| <p>小田原漁港交流促進施設使用許可申請書</p> <p>(水産物等販売施設・飲食物提供施設・イベント広場用)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>指定管理者 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">電 話</p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>次のとおり申請します。</p> | | |
| 使用目的・内容 | | |
| 使用責任者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| | 電 話 | |
| 使用施設名 | 水産物等販売施設・飲食物提供施設・イベント広場 | |
| 使用期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| その他必要事項 | | |

その2

小田原漁港交流促進施設使用許可申請書（多目的室用）

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所

氏 名

電 話

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり申請します。

| | | | | | |
|---------|--|-------------|--|--|------------------|
| 使用目的・内容 | | | | | |
| 使用責任者 | 住所 | | | | 電話 |
| | 氏名 | | | | |
| 使用月日 | 使用時間 | 予 定 人 | 入 場 料 等 | 販 売 | 利 用 料 金 |
| 月 日 | 時 分 ～ 時 分 | 人 | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (円) | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 | 円 |
| 移動式調理台 | <input type="checkbox"/> 使用する (台) <input type="checkbox"/> 使用しない | | 移動式調理台 利 用 料 金 | 円 | |
| 利用料金合計 | | | | | 円 |
| その他必要事項 | | | | | |

様式第2号（第2条関係）その1

| | | |
|--|-------------------------|------|
| 小田原漁港交流促進施設使用許可書 (水産物等販売施設・飲食物提供施設・イベント広場用) | | |
| 番 号 年 月 日 | | |
| 様 | | |
| 指定管理者 印 | | |
| 次のとおり許可します。 | | |
| 使用目的・内容 | | |
| 使用責任者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| | 電 話 | |
| 使用施設名 | 水産物等販売施設・飲食物提供施設・イベント広場 | |
| 使用期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| 利用料金 | | |
| その他必要事項 | | |

その2

| | | | | | |
|-------------------------|------------------------------------|------------------|--|--|------------------|
| 小田原漁港交流促進施設使用許可書（多目的室用） | | | | | |
| | | | | | 番 号 年 月 日 |
| 様 | | | | | |
| 指定管理者 印 | | | | | |
| 次のとおり許可します。 | | | | | |
| 使用目的・内容 | | | | | |
| 使用責任者 | 住所 | | | 電話 | |
| | 氏名 | | | | |
| 使用月日 | 使用時間 | 予 定 人 員 | 入 場 料 等 | 販 売 | 利 用 料 金 |
| 月 日 | 時 分 ～ 時 分 | 人 | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (円) | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 | 円 |
| 移動式調理台 | <input type="checkbox"/> 使用する (台) | | 移動式調理台 | | 円 |
| | <input type="checkbox"/> 使用しない | | 利 用 料 金 | | |
| 利用料金合計 | | | | | 円 |
| その他必要事項 | | | | | |

様式第3号（第3条関係）

小田原漁港交流促進施設使用変更許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所

氏 名

電 話

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり申請します。

| | | | | | |
|--|-------|---------|--------|---------|-----|
| 許 既 可 に の 受 内 け 容 た | 許可年月日 | 年 月 日 | | 許可番号 | |
| | 使用責任者 | 住所 | | | 電 話 |
| 氏名 | | | | | |
| 変 更 の 理 由 | | | | | |
| 変 更 事 項 | | 変 更 前 | | 変 更 後 | |
| | | | | | |
| 利 用 料 金 | | 変更後利用料金 | 既納利用料金 | 利用料金の差額 | |
| | | 円 | 円 | 円 | |
| そ の 他 必 要 事 項 | | | | | |

様式第4号 (第3条関係)

| | | | | |
|--|-------|------------------|--------------|------------------|
| 小田原漁港交流促進施設使用変更許可書 | | | | |
| | | | 番 号 年 月 日 | |
| 様 | | | | |
| 指定管理者 | | | | 印 |
| 次のとおり許可します。 | | | | |
| 許 既 可 に の 受 内 け 容 た | 許可年月日 | 年 月 日 | | 許可番号 |
| | 使用責任者 | 住所 | | 電 話 |
| | 氏名 | | | |
| 変 更 の 理 由 | | | | |
| 変 更 事 項 | | 変 更 前 | | 変 更 後 |
| | | | | |
| 利 用 料 金 | | 変 更 後 利 用 料 金 | 既 納 利 用 料 金 | 利 用 料 金 の 差 額 |
| | | 円 | 円 | 円 |
| その他必要事項 | | | | |

様式第5号 (第4条関係)

| | | |
|---|------------------|--|
| 小田原漁港交流促進施設使用更新許可申請書 | | |
| 年 月 日 | | |
| 指定管理者 様 | | |
| 申請者 住 所 氏 名 電 話 (法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名) | | |
| 次のとおり申請します。 | | |
| 使用目的・内容 | | |
| 使用責任者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| | 電 話 | |
| 使用施設名 | 水産物等販売施設・飲食物提供施設 | |
| 使用期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| その他必要事項 | | |

様式第6号（第4条関係）

| | |
|--------------------|------------------|
| 小田原漁港交流促進施設使用更新許可書 | |
| 番 号 年 月 日 | |
| 様 | |
| 指定管理者 印 | |
| 次のとおり許可します。 | |
| 使用目的・内容 | |
| 使用責任者 | 住 所 |
| | 氏 名 |
| | 電 話 |
| 使用施設名 | 水産物等販売施設・飲食物提供施設 |
| 使用期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 利用料金 | |
| その他必要事項 | |

様式第7号 (第5条関係)

小田原漁港交流促進施設使用取りやめ届

年 月 日

指定管理者 様

届出者 住 所

氏 名

電 話

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり届け出ます。

| | | | | | |
|--|-------|-------|--|------|--|
| 許 既 可 に の 受 内 け 容 た | 許可年月日 | 年 月 日 | | 許可番号 | |
| | 使用責任者 | 住所 | | 電 話 | |
| | | 氏名 | | | |
| 使用施設名 | | | | | |
| 取りやめの理由 | | | | | |
| その他必要事項 | | | | | |

様式第8号（第8条関係）

小田原漁港交流促進施設利用料金減額・免除申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所

氏 名

電 話

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり申請します。

| | | | |
|------------|--|------------|---|
| 使用責任者 | 住所 | 電話 | |
| | 氏名 | | |
| 使用施設名 | 水産物等販売施設・飲食物提供施設・イベント広場・多目的室 | | |
| 移動式調理台 | <input type="checkbox"/> 利用する <input type="checkbox"/> 利用しない | 移動式調理台利用料金 | 円 |
| 利用料金合計 | | | 円 |
| 減免後の利用料金 | | | 円 |
| 減額・免除申請の理由 | | | |
| その他必要事項 | | | |

様式第9号 (第8条関係)

| | | | |
|---------------------------|--|------------|-----|
| 小田原漁港交流促進施設利用料金減額・免除決定通知書 | | | |
| | | 番 | 号 |
| | | 年 | 月 日 |
| 様 | | | |
| 指定管理者 | | | 印 |
| 次のとおり許可・通知します。 | | | |
| 使用責任者 | 住所 | | |
| | 氏名 | 電話 | |
| 使用施設名 | 水産物等販売施設・飲食物提供施設・イベント広場・多目的室 | | |
| 移動式調理台 | <input type="checkbox"/> 利用する <input type="checkbox"/> 利用しない | 移動式調理台利用料金 | 円 |
| 利用料金合計 | | | 円 |
| 減免後の利用 料 金 | | | 円 |
| 減額・免除 申請の理由 | | | |
| 減免の決定 | <input type="checkbox"/> 減免しません。 <input type="checkbox"/> 減額します。 <input type="checkbox"/> 免除します。 | | |
| その他必要事項 | | | |

様式第10号（第10条関係）

| | | | |
|---------------------------|-------------------|--------------|--|
| 小田原漁港交流促進施設使用許可取消・使用中止通知書 | | | |
| | | 番 号 年 月 日 | |
| 様 | | 指定管理者 印 | |
| 次のとおり通知します。 | | | |
| 交付した許可書 | 使用許可 | 年 月 日 | |
| | | 許可番号 | |
| | 使用変更許可 | 年 月 日 | |
| | | 許可番号 | |
| 内 容 | 使用許可の取消し・使用中止 | | |
| 根 拠 | 小田原漁港交流促進施設条例第14条 | | |
| 理 由 | | | |
| 利 用 料 金 | 既納利用料金 | 円 | |
| | 変更後利用料金 | 円 | |
| | 還付金額 | 円 | |
| 備考 | | | |

この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、（指定管理者）を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

高田浄水場再整備事業推進委員会規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

小田原市長 加藤 憲 一

小田原市規則第11号

高田浄水場再整備事業推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された高田浄水場再整備事業推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、高田浄水場再整備事業に係る設計、施工等の業務を行う事業者の選定その他高田浄水場再整備事業に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 前条に規定する事項に関して専門的な知識を有する者
- (2) 学識経験者
- (3) 水道局の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(除斥)

第7条 委員は、自己、配偶者又は3親等内の親族の利害に関係のある事案については、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の事務は、水道局工務課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

小田原市事務分掌に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第12号

小田原市事務分掌に関する規則の一部を改正する規則

小田原市事務分掌に関する規則（昭和44年小田原市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「こゆるぎ係」を「こゆるぎ係 アークロード市民窓口係」に、「ごみ減量推進係 広域環境係」を「ごみ減量推進係」に、「公害対策係」を「施設係 公害対策係」に、「市営住宅係」を「市営住宅管理係 市営住宅計画係」に改める。

第3条企画部企画政策課の事務分掌中(17)を(18)とし、(16)の次に次のように加える。

(17) ラグビーワールドカップ2019大会の開催に関連する事業等の企画及び調整に関すること。

第3条企画部広報広聴課の事務分掌中(9)を(10)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) パブリックコメントに関すること。

第3条総務部総務課の事務分掌(10)中「の編集発行」を削り、同課の事務分掌中(16)を削り、(17)を(16)とし、(18)から(33)までを1ずつ繰り上げ、同部資産税課の事務分掌(9)中「固有資産等所在市町村」を「国有資産等所在市町村」に改め、同条環境部環境政策課の事務分掌(10)を次のように改める。

(10) ごみ処理の広域化に関すること。

第3条福祉健康部福祉政策課の事務分掌中(15)を(16)とし、(14)を(15)とし、(13)の次に次のように加える。

(14) ケアタウン構想の総括に関すること。

第3条福祉健康部高齢介護課の事務分掌(10)中「の総括」を削り、同課の事務分掌中(18)を(19)とし、(14)から(17)までを1ずつ繰り下げ、(13)の次に次のように加える。

(14) 介護保険料の賦課及び徴収に関すること。

第3条福祉健康部保険課の事務分掌(3)中「及び介護保険料」を削り、同条子ども青

少年部子育て政策課の事務分掌(2)を次のように改める。

(2) 子育て支援施策に係る計画に関すること。

第3条子ども青少年部保育課の事務分掌中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)から(11)までを1ずつ繰り上げ、同条建設部建築課の事務分掌中(8)を(9)とし、(3)から(7)までを1ずつ繰り下げ、(2)の次に次のように加える。

(3) 市営住宅の計画に関すること。

第3条下水道部下水道総務課の事務分掌(19)中「、公共ます及び共同排水管」を削り、同部下水道整備課の事務分掌に次のように加える。

(9) 公共ますの設置指導に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(小田原市公印規則の一部改正)

2 小田原市公印規則(昭和29年小田原市規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1アークロード市民窓口専用小田原市長印の項中「戸籍住民課長」を「アークロード市民窓口係長」に改める。

(小田原市財産規則の一部改正)

3 小田原市財産規則(昭和40年小田原市規則第57号)の一部を次のように改正する。

別表建築課の項中「市営住宅係長」を「市営住宅管理係長」に改め、同表消防総務課の項中「財務係長」を「総務係長」に改める。

小田原市地域子育て支援拠点事業等事業者選定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第13号

小田原市地域子育て支援拠点事業等事業者選定委員会規則の一部を改正する規則

小田原市地域子育て支援拠点事業等事業者選定委員会規則（平成27年小田原市規則第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小田原市ファミリー・サポート・センター事業者選定委員会規則

第1条中「小田原市地域子育て支援拠点事業等事業者選定委員会」を「小田原市ファミリー・サポート・センター事業者選定委員会」に改める。

第2条中「地域子育て支援拠点事業及び」を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第14号

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成元年小田原市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項第3号中「の残日数の全て」を削り、「当該残日数の全て」を「当該使用した特別休暇の時間」に改める。

別表第1中

「

| | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|

」を

「

| | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|

」に

改める。

別表第4中「1の年」を「1の年度」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在職する職員に係る施行日から平成32年3月31日までの間における特別休暇の日数に関する改正後の別表第4の規定の適用については、同表中「1の年度において5日を超えない範囲内の日数」とあるのは「1の年度において7日から、平成31年1月1日から同年3月31日までの間に受けた左欄の事由に係る特別休暇の日数を減じた日数を超えない範囲内の日数」と、「5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）」とあるのは「7日（その養育する小学校就学の始期に達

するまでの子が2人以上の場合にあつては、13日)から、平成31年1月1日から同年3月31日までの間に受けた左欄の事由に係る特別休暇の日数を減じた日数」と、「5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)」とあるのは「7日(要介護者が2人以上の場合にあつては、13日)から、平成31年1月1日から同年3月31日までの間に受けた左欄の事由に係る特別休暇の日数を減じた日数」とする。

(再任用短時間勤務職員等に係る年次休暇の加算日数)

- 3 小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(平成30年小田原市条例第43号)附則第2項の規則で定める日数は、小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第12条第1項各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数を4で除して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。

小田原市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成31年 3 月29日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第15号

小田原市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則
小田原市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則（平成21年小田原市規則第2
号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条に規定する大学院の課程には、学校教育法の一部を改正する法律
（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（昭和22年法律第26号）
第104条第4項第2号の規定により同法第97条に規定する大学院の課程に相当す
る教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

小田原市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第16号

小田原市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市職員の給与に関する条例施行規則（昭和37年小田原市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第7条の2を次のように改める。

（住宅手当の適用除外職員）

第7条の2 条例第9条の3第1項の規則で定める職員は、職員の扶養親族たる者（条例第8条に規定する扶養親族で条例第9条第1項の規定による届出がされているものに限る。以下この条において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに市長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員とする。

第7条の3第1項中「前条第1項各号のいずれかに該当する職員」を「条例第9条の3第1項の職員に該当すること」に、「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める証明書等」を「契約書若しくは領収書の写し又は届出に係る事項を証明するに足りる書類」に改め、同項各号を削る。

第7条の4第1項中「第7条の2第1項各号のいずれかに該当する職員」を「条例第9条の3第1項の職員に該当すること」に改める。

第11条を削る。

様式第1号中

「 扶養親族の異動（ 扶養親族の増 扶養親族の減）
 配偶者の異動（ 配偶者のない職員となった 配偶者を
有するに至った）」

「 扶養親族の異動（ 扶養親族の増 扶養親族の減）」に改める。

「 家屋課税台帳
様式第2号中 登録証明書 を「 その他」に、「 借家 持家
 その他」

「 その他」を「 借家 その他」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第17号

小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和47年小田原市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第7の2の表中

| |
|----|
| 49 |
| 50 |
| 50 |
| 50 |
| 51 |
| 51 |
| 51 |
| 52 |
| 52 |
| 52 |
| 53 |
| 53 |
| 54 |
| 54 |
| 55 |
| 55 |

を

| |
|----|
| 50 |
| 50 |
| 51 |
| 51 |
| 52 |
| 52 |
| 53 |
| 53 |
| 53 |
| 54 |
| 54 |
| 54 |
| 55 |
| 55 |
| 55 |
| 56 |

に、

| |
|----|
| 54 |
| 55 |
| 56 |
| 57 |
| 57 |
| 57 |
| 58 |
| 58 |
| 58 |
| 58 |
| 59 |
| 59 |
| 60 |

を

| |
|----|
| 53 |
| 54 |
| 54 |
| 55 |
| 55 |
| 56 |
| 56 |
| 57 |
| 57 |
| 58 |
| 58 |
| 59 |
| 59 |

に、

| |
|----|
| 22 |
| 23 |
| 24 |
| 25 |
| 25 |
| 26 |
| 26 |
| 27 |
| 27 |
| 28 |
| 28 |
| 29 |
| 29 |
| 29 |
| 30 |
| 30 |
| 30 |
| 31 |
| 31 |
| 31 |
| 32 |
| 32 |
| 32 |
| 33 |
| 33 |
| 33 |
| 33 |
| 34 |
| 34 |
| 34 |
| 35 |
| 35 |
| 36 |
| 36 |
| 36 |
| 37 |
| 37 |
| 37 |
| 37 |
| 38 |
| 38 |
| 38 |
| 38 |
| 39 |
| 39 |
| 39 |
| 39 |
| 40 |

を

| |
|----|
| 21 |
| 22 |
| 22 |
| 23 |
| 23 |
| 24 |
| 24 |
| 25 |
| 25 |
| 26 |
| 26 |
| 27 |
| 27 |
| 28 |
| 28 |
| 29 |
| 29 |
| 30 |
| 30 |
| 30 |
| 31 |
| 31 |
| 32 |
| 32 |
| 32 |
| 33 |
| 33 |
| 33 |
| 33 |
| 34 |
| 34 |
| 34 |
| 35 |
| 35 |
| 35 |
| 35 |
| 36 |
| 36 |
| 36 |
| 36 |
| 37 |
| 37 |
| 37 |
| 38 |
| 38 |
| 38 |
| 38 |
| 39 |
| 39 |
| 39 |
| 39 |

に

| |
|----|
| 40 |
| 40 |
| 40 |
| 41 |
| 41 |
| 41 |
| 41 |

| |
|----|
| 39 |
| 39 |
| 39 |
| 40 |
| 40 |
| 40 |
| 40 |

改め、別表第7の3の表中

| | |
|----|----|
| 22 | 26 |
| 23 | 27 |
| 24 | 28 |
| 25 | 29 |
| 26 | 30 |
| 27 | 31 |
| 28 | 32 |
| 29 | 33 |
| 29 | 34 |
| 29 | 35 |
| 30 | 36 |
| 30 | 37 |
| 30 | 37 |
| 31 | 38 |
| 31 | 38 |
| 31 | 39 |
| 32 | 39 |
| 32 | 40 |
| 32 | 40 |
| 33 | 41 |
| 33 | 41 |
| 34 | 42 |
| 34 | 42 |
| 35 | 43 |
| | 43 |
| | 44 |
| | 44 |
| | 45 |
| | 45 |
| | 45 |
| | 46 |
| | 46 |
| | 46 |
| | 47 |
| | 47 |
| | 47 |
| | 48 |
| | 48 |
| | 48 |
| | 49 |
| | 49 |
| | 49 |
| | 50 |
| | 50 |
| | 50 |
| | 51 |

を

| | |
|----|----|
| 21 | 25 |
| 22 | 26 |
| 22 | 26 |
| 23 | 27 |
| 23 | 27 |
| 24 | 28 |
| 24 | 28 |
| 25 | 29 |
| 25 | 30 |
| 25 | 31 |
| 26 | 32 |
| 26 | 33 |
| 26 | 33 |
| 27 | 34 |
| 27 | 34 |
| 27 | 35 |
| 28 | 35 |
| 28 | 36 |
| 28 | 36 |
| 29 | 37 |
| 29 | 37 |
| 29 | 37 |
| 30 | 38 |
| 31 | 38 |
| | 38 |
| | 39 |
| | 39 |
| | 39 |
| | 40 |
| | 40 |
| | 40 |
| | 41 |
| | 41 |
| | 41 |
| | 42 |
| | 42 |
| | 42 |
| | 43 |
| | 43 |
| | 43 |
| | 44 |
| | 44 |
| | 44 |
| | 45 |
| | 45 |
| | 45 |

に改め、別表第7の4の表中

| | |
|--|-----|
| | 5 1 |
| | 5 1 |
| | 5 2 |
| | 5 2 |
| | 5 2 |
| | 5 3 |
| | 5 3 |
| | 5 4 |
| | 5 4 |
| | 5 5 |

| | |
|--|-----|
| | 4 5 |
| | 4 6 |
| | 4 6 |
| | 4 6 |
| | 4 6 |
| | 4 7 |
| | 4 7 |
| | 4 7 |
| | 4 7 |
| | 4 8 |

| |
|-----|
| 3 0 |
| 3 1 |
| 3 2 |
| 3 3 |
| 3 3 |
| 3 4 |
| 3 4 |
| 3 5 |
| 3 5 |
| 3 6 |
| 3 6 |
| 3 7 |
| 3 7 |
| 3 7 |
| 3 8 |
| 3 8 |
| 3 8 |
| 3 9 |
| 3 9 |
| 3 9 |
| 4 0 |

を

| |
|-----|
| 2 9 |
| 3 0 |
| 3 0 |
| 3 1 |
| 3 1 |
| 3 2 |
| 3 2 |
| 3 3 |
| 3 3 |
| 3 4 |
| 3 4 |
| 3 5 |
| 3 5 |
| 3 6 |
| 3 6 |
| 3 7 |
| 3 7 |
| 3 8 |
| 3 8 |
| 3 9 |
| 3 9 |

に改め、別表第7の5の表中

| |
|-----|
| 7 8 |
| 7 9 |
| 8 0 |
| 8 1 |
| 8 1 |
| 8 1 |
| 8 1 |
| 8 1 |
| 8 2 |
| 8 2 |
| 8 2 |
| 8 2 |
| 8 2 |
| 8 3 |
| 8 3 |
| 8 3 |
| 8 3 |
| 8 3 |
| 8 3 |
| 8 4 |

を

| |
|-----|
| 7 7 |
| 7 8 |
| 7 8 |
| 7 9 |
| 7 9 |
| 8 0 |
| 8 0 |
| 8 1 |
| 8 1 |
| 8 1 |
| 8 1 |
| 8 2 |
| 8 2 |
| 8 2 |
| 8 2 |
| 8 3 |
| 8 3 |
| 8 3 |
| 8 3 |
| 8 3 |
| 8 3 |

に、

| |
|-----|
| 7 9 |
| 7 9 |
| 8 0 |
| 8 0 |
| 8 1 |

を

| |
|-----|
| 7 8 |
| 7 9 |
| 7 9 |
| 8 0 |
| 8 0 |

に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

小田原市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 2 9 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第18号

小田原市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の管理職手当に関する規則（昭和36年小田原市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条の2を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第19号

小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年小田原市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「6月に支給する場合には100分の180、12月に支給する場合には100分の190」を「100分の185」に改め、同条第2号中「6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の90」に改める。

第17条第2項を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

小田原市職員の旅費に関する条例施行規則及び小田原市職員の外国旅行の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第20号

小田原市職員の旅費に関する条例施行規則及び小田原市職員の外国旅行の旅費に関する規則の一部を改正する規則

(小田原市職員の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 小田原市職員の旅費に関する条例施行規則(昭和37年小田原市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条第2項、第20条」を「第13条第1項第1号、第19条第2項」に改める。

第3条第1項中「第7条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条第2項中「第7条第1項第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。

第4条中「第10条第1項」を「第9条第1項」に改める。

第7条の前の見出し及び同条から第10条までを削る。

第6条第1項中「第17条」を「第19条」に改め、同項第1号中「第7条第1項」を「第6条第1項」に改め、同項第2号及び第4号中「第13条」を「第12条」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項中「第16条第1号」を「第18条第1号」に改め、同項第3号中「第13条」を「第12条」に改め、同条第2項中「第16条第3号」を「第18条第3号」に、「が定める」を「が認める」に改め、同項第2号中「第7条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(家族を移転する場合の移転料の定額)

第5条 条例第13条第1項第1号の規則で定める定額は、別表の額とする。

第11条を第8条とする。

別表中「第8条」を「第5条」に改める。

(小田原市職員の外国旅行の旅費に関する規則の一部改正)

第2条 小田原市職員の外国旅行の旅費に関する規則(昭和46年小田原市規則第42号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条の2」を「第20条」に改める。

第2条に次の9項を加える。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路旅行(陸上の旅行であつて、鉄道によらないものをいう。)について、路程に応じ実費額により支給する。
- 6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 7 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 8 支度料は、本邦から外国への出張について、定額により支給する。
- 9 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。
- 10 死亡手当は、職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合について、定額等により支給する。

第3条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第4条第1項を削り、同条第2項中「さん橋賃」を「栈橋賃」に改め、同項を同条とする。

第5条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第6条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第7条第1項を削り、同条中第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

第8条第1項を削り、同条中第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

第9条第1項を削り、同条中第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

第10条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第11条第1項を削り、同条第2項を同条第1項とし、同条第3項中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を加え、同項を同条第2項とする。

第12条中「第16条」を「第18条各号のいずれか」に、「定額の範囲内でその

実費を支給し」を「その旅行に要する旅費の一部を減額し」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

小田原市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第21号

小田原市財務規則の一部を改正する規則

小田原市財務規則（昭和39年小田原市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第7条を次のように改める。

第6条及び第7条 削除

第141条第1号を次のように改める。

(1) 削除

別表第1 経営管理課の項中「病院経営係長」を「経営管理係長」に改め、同表消防総務課の項中「財務係長」を「総務係長」に改める。

別表第2 建築課の項中「市営住宅係長」を「市営住宅管理係長」に改め、同表広域調整課の項を削る。

別表第3(2)の表中

| | | | |
|----------------|-----------|----------------------------------|---|
| 00240-6-960343 | 小田原市会計管理者 | 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の収納又は送金 | を |
| 00240-6-960343 | 小田原市会計管理者 | 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納又は送金 | |
| 00200-6-960331 | 小田原市会計管理者 | 介護保険料の収納又は送金 | に |

改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 削除

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

小田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第22号

小田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
施行規則の一部を改正する規則

小田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
(平成26年小田原市規則第48号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項第5号中「者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

小田原市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第23号

小田原市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年小田原市規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号付表中

| | | | | | |
|--------------------------|------|------|------------|-------|--|
| 事業所 | フリガナ | | | | |
| | 名称 | | | | |
| | 所在地 | | | | |
| | 連絡先 | 電話番号 | | FAX番号 | |
| 当該事業について定めてある定款・寄附行為等の条文 | | | 第 条第 項 第 号 | | |

を

| | | | | | |
|-----|------|------|--|-------|--|
| 事業所 | フリガナ | | | | |
| | 名称 | | | | |
| | 所在地 | | | | |
| | 連絡先 | 電話番号 | | FAX番号 | |

に改め、同様式付表備考8(1)中「定款、寄附行為等及びその」を削り、「条例等」の次に「（条例等は、インターネットによって確認することができるときは、省略することができます。）」を加え、同表備考8(8)中「及び役員名簿」を削り、同表備考8(9)中「第21条の5の15第2項各号」を「第21条の5の15第3項各号」に、「除き、第24条の29第4項において準用する場合を含む」を「除く」に改め、同表備考8

(11)を削り、同表備考8(12)を同表備考8(11)とする。

様式第4号中「定款・寄附行為等及びその」を削り、

| | | |
|----|--------------------------------|---|
| 11 | 当該申請に係る事業に係る計画相談支援給付費の請求に関する事項 | を |
| 12 | 役員の氏名、生年月日及び住所 | |
| 13 | その他 () | |

| | | |
|----|------------|-------|
| 11 | その他 () | に改める。 |
|----|------------|-------|

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原城天守閣条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第24号

小田原城天守閣条例施行規則の一部を改正する規則

小田原城天守閣条例施行規則（平成28年小田原市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の付添者（これらの手帳の交付を受けている者1人につき1人に限る。）が使用する場 免除
- (4) 市内の小学校及び中学校が使用する場 免除

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

小田原城歴史見聞館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第25号

小田原城歴史見聞館条例施行規則の一部を改正する規則

小田原城歴史見聞館条例施行規則（平成28年小田原市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（見聞館の入館に係るものに限る。）」を削る。

第3条第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の付添者（これらの手帳の交付を受けている者1人につき1人に限る。）が使用する場合 免除

(4) 市内の小学校及び中学校が使用する場合 免除

第4条各号中「とし、又は有料の設備を使用しよう」を削る。

第6条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

小田原市道路占用等規則及び小田原市水路及び認定外道路に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第26号

小田原市道路占用等規則及び小田原市水路及び認定外道路に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(小田原市道路占用等規則の一部改正)

第1条 小田原市道路占用等規則(昭和40年小田原市規則第55号)の一部を次のように改正する。

第13条中「別表第1」を「別表」に改める。

第14条中「定める別表第2の」を「市長が別に定める」に改める。

別表第2及び別表第3を削り、別表第1を別表とする。

(小田原市水路及び認定外道路に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 小田原市水路及び認定外道路に関する条例施行規則(昭和40年小田原市規則第59号)の一部を次のように改正する。

第3条中「規定により所要実費を勘案して」を「規則で」に改め、「について」を削り、「別表第2の規定を準用する」を「第14条の規定により舗装の種別に応じて市長が別に定める路面復旧工事単価とする」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行し、第1条の規定による改正後の小田原市道路占用等規則の規定及び第2条の規定による改正後の小田原市水路及び認定外道路に関する条例施行規則の規定は、同日以後の道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項の規定による占用の許可に伴う掘削の許可及び小田原市水路及び認定外道路に関する条例(昭和39年小田原市条例第33号)第4条第1項の規定による掘削の許可に係る路面復旧費及び事務費について適用する。

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第27号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年小田原市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条を第17条とし、第3条を第10条とし、同条の次に次の6条を加える。

（マンション敷地売却決議届出書の様式）

第11条 法第112条の規定による届出は、マンション敷地売却決議届出書（様式第8号）によるものとする。

（マンション敷地売却組合の設立認可申請書の様式等）

第12条 省令第57条に規定する認可申請書の様式は、マンション敷地売却組合設立認可申請書（様式第9号）とする。

2 省令第58条第1項第1号に規定する書類は、登記事項証明書及び議決権行使書とする。

3 省令第58条第1項第2号に規定する法第120条第2項の同意を得たことを証する書類は、区分所有者集計表、区分所有者名簿、売却マンションとなるべきマンションの管理規約の写し、マンション敷地売却合意者集計表、同意書及び登記事項証明書とする。

4 省令第58条第1項第2号に規定するマンション敷地売却決議の内容を記載した書類は、区分所有者集会の議事録及び法第108条第2項各号に規定する事項を記載した議案書とする。

（マンション敷地売却組合の理事長の氏名等の届出書）

第13条 法第126条第3項において準用する法第25条第1項の規定による届出に係る様式は、マンション敷地売却組合理事長氏名等届出書（様式第10号）とする。

(マンション敷地売却組合の定款又は資金計画の変更)

第14条 省令第58条第2項に規定する認可申請書の様式は、マンション敷地売却組合(定款・資金計画)変更認可申請書(様式第11号)とする。

2 省令第58条第2項第1号に規定する書類は、定款又は資金計画の変更を議決した総会又は総代会の議事録とする。

3 省令第58条第2項第2号に規定する書類は、債権者の同意書とする。

(マンション敷地売却組合の解散認可申請書の様式等)

第15条 省令第58条第3項に規定する認可申請書の様式は、マンション敷地売却組合解散認可申請書(様式第12号)とする。

2 省令第58条第3項第1号に規定する総会の議決を経たことを証する書類は、総会の議事録とする。

3 省令第58条第3項第1号に規定する事業の完了を明らかにする書類は、決済を証する書類とする。

4 省令第58条第3項第1号に規定する事業の完成が不可能であることを明らかにする書類は、事業に関する収支決算(見込み)書とする。

5 省令第58条第3項第2号に規定する書類は、要除却認定マンションの除却に係る今後の予定を記した書面、債権者の同意書、清算人に関する書類及び清算人名簿とする。

(マンション敷地売却組合の決算報告書の承認申請)

第16条 清算人は、法第138条において準用する法第42条の規定による承認を得ようとするときは、マンション敷地売却組合決算報告書承認申請書(様式第13号)により市長に申請しなければならない。

第2条を第9条とし、第1条の次に次の7条を加える。

(マンション建替組合の設立認可申請書の様式等)

第2条 省令第2条に規定する認可申請書の様式は、マンション建替組合設立認可申請書(様式第1号)とする。

2 省令第3条第1項第1号に規定する書類は、登記事項証明書及び議決権行使書とする。

3 省令第3条第1項第2号に規定する法第9条第2項の同意を得たことを証する書類及び建替え決議の内容を記載した書類は、区分所有者集計表、区分所有者名簿、施行

マンションとなるべきマンションの管理規約の写し、建替え合意者集計表、建替え合意者名簿及び同意書とする。

4 省令第3条第1項第3号に規定する法第9条第4項の同意を得たことを証する書類及び一括建替え決議の内容を記載した書類は、区分所有者集計表、区分所有者名簿、建替え合意者集計表、建替え合意者名簿、建替え決議を行った際の管理組合の総会の議事録、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第62条第2項各号に規定する事項を記載した議案書及び同意書とする。

5 省令第3条第1項第4号に規定する書類は、状況報告書又は除却等同意書とする。
（事業計画に係る意見書）

第3条 法第11条第2項に規定する意見書の様式は、事業計画意見書（様式第2号）とする。

（マンション建替組合の理事長の氏名等の届出書）

第4条 法第25条第1項の規定による届出に係る様式は、マンション建替組合理事長氏名等届出書（様式第3号）とする。

（マンション建替組合の定款又は事業計画の変更）

第5条 省令第3条第2項に規定する認可申請書の様式は、マンション建替組合（定款・事業計画）変更認可申請書（様式第4号）とする。

2 省令第3条第2項第1号に規定する書類は、定款又は事業計画の変更を議決した総会又は総代会の議事録とする。

3 省令第3条第2項第2号に規定する法第34条第2項において準用する法第9条第2項の同意を得たことを証する書類及び建替え決議の内容を記載した書類は、区分所有者集計表、区分所有者名簿、施行マンションとなるべきマンションの管理規約の写し、建替え合意者集計表、建替え合意者名簿及び同意書とする。

4 省令第3条第2項第3号に規定する法第34条第2項において準用する法第9条第4項の同意を得たことを証する書類及び一括建替え決議の内容を記載した書類は、区分所有者集計表、区分所有者名簿、建替え合意者集計表、建替え合意者名簿、建替え決議を行った際の管理組合の総会の議事録、建物の区分所有等に関する法律第62条第2項各号に規定する事項を記載した議案書及び同意書とする。

5 省令第3条第2項第4号に規定する書類は、状況報告書又は除却等同意書とする。

6 省令第3条第2項第5号に規定する書類は、債権者の同意書とする。

(マンション建替組合の解散認可申請書の様式等)

第6条 省令第3条第3項に規定する認可申請書は、マンション建替組合解散認可申請書(様式第5号)とする。

2 省令第3条第3項第1号に規定する総会の議決を経たことを証する書類は、総会の議事録とする。

3 省令第3条第3項第1号に規定する事業の完成を明らかにする書類は、施行再建マンションの検査済証及び登記事項証明書(施行再建マンションの区分所有権若しくは敷地利用権又は保留敷地(法第58条第1項第14号に規定する保留敷地をいう。)の処分が済んでいる事実を確認することができるものに限る。)とする。

4 省令第3条第3項第1号に規定する事業の完成が不能であることを明らかにする書類は、事業に関する収支決算(見込み)書とする。

5 省令第3条第3項第2号に規定する書類は、債権者の同意書、清算人に関する書類及び清算人名簿とする。

(マンション建替組合の決算報告書の承認申請)

第7条 清算人は、法第42条の規定による承認を得ようとするときは、マンション建替組合決算報告書承認申請書(様式第6号)により市長に申請しなければならない。

(権利変換計画の認可申請書の様式等)

第8条 省令第32条に規定する認可申請書の様式は、権利変換計画認可申請書(様式第7号)とする。

2 省令第32条第2号に規定する書類は、権利変換計画の決定又は変更を議決した総会の議事録及び関係権利者の名簿とする。

3 省令第32条第3号に規定する書類は、同意書並びに当該同意をした者に係る登記事項証明書及び印鑑証明書とする。

4 省令第32条第5号に規定する書類は、同意を得られない理由又は確知することができない理由を記載した書類とする。

附則の次に次の13様式を加える。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊦

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

マンション建替組合設立認可申請書

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による認可を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

- 1 定款
- 2 事業計画
- 3 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第 3 条第 1 項各号に掲げる書類

注意 申請者の住所及び氏名については、当該マンションの建替えに合意した者の連署とすること。

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

小田原市長 様

提出者 住 所
氏 名 ㊟

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）

事業計画意見書

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第11条第2項の規定に基づき、次のとおり意見を提出します。

- 1 意見を提出する事業計画
- 2 事業計画との利害関係

| | |
|-------------------|--|
| 権利の内容 | |
| 所在地 | |
| 事業計画によって 受ける影響 | |

- 3 意見の内容

| |
|--|
| |
|--|

- 4 添付書類

当該事業計画の対象となるマンション又はその敷地に係る権利を証する書類（登記事項証明書）

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

小田原市長 様

届出者 所在地

組合名

理事長氏名



マンション建替組合理事長氏名等届出書

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第20条第2項の規定により理事長を
定めたので、同法第25条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

| 役職名 | 氏名 | 住所 | 備考 |
|-----|----|----|----|
| | | | |

注意 この届出書には、理事長を選出した会議の議事録を添付すること。

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

小田原市長 様

申請者 所在地

組合名

理事長氏名



マンション建替組合（定款・事業計画）変更認可申請書

年 月 日の総会において（定款・事業計画）の変更を議決したので、
マンションの建替え等の円滑化に関する法律第34条第1項の規定により、次の書類
を添えて申請します。

- 1 変更理由書
- 2 変更した定款・事業計画
- 3 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第3条第2項各号に掲げる
書類

注意

- 1 変更理由書には、変更理由の要点を簡明に記載すること。
- 2 変更した定款又は事業計画の目次には、変更した事項の全部又は該当する箇所
に赤色の下線を引き、変更しない箇所には「変更なし」と記載すること。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

小田原市長 様

申請者 所在地

組合名

理事長氏名

㊦

マンション建替組合解散認可申請書

（ 年 月 日の総会において組合の解散について議決した
事業が完成した
事業の完成が不能となった ） ため、マン

ションの建替え等の円滑化に関する法律第38条第4項の規定による認可を受けたい
ので、次の書類を添えて申請します。

- 解散の決議をした総会の議事録（総会の議決による解散の場合に限る。）
- 事業の完成を明らかにする書類（事業の完成による解散の場合に限る。）
- 事業の不能を明らかにする書類（事業の完成の不能による解散の場合に限る。）
- 債権者の同意書（組合に借入金がある場合に限る。）
- 清算人に関する書類
- 清算人名簿

注意 該当する添付書類の部分の□にレ点を記入すること。

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

小田原市長 様

申請者 代表清算人氏名 ㊟

清算人氏名 ㊟

マンション建替組合決算報告書承認申請書

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第42条の規定によりマンション建替組合に係る決算報告書の承認を得たいので、次の書類を添えて申請します。

- 1 決算報告書
- 2 決算総会議事録

注意 清算人が2人以上の場合は、連署とすること。

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

小田原市長 様

申請者 所在地

組 合 名

理事長氏名

㊦

権利変換計画認可申請書

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第57条第1項の規定により権利変換計画の認可を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

- 1 配置設計図
- 2 権利変換計画書（価額の算定に関する資料を含む。）
- 3 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第32条各号に掲げる書類

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

小田原市長 様

届出者 住 所

氏 名 ㊟

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）

マンション敷地売却決議届出書

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第112条の規定に基づき、次のとおりマンション敷地売却決議があつた旨を届け出ます。

- 1 マンションの地名及び地番
- 2 買受計画認定通知書の認定番号 第 号
- 3 買受計画認定通知書の認定年月日 年 月 日
- 4 マンション敷地売却決議の決議年月日 年 月 日

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）

マンション敷地売却組合設立認可申請書

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第120条第1項の規定による認可を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

- 1 定款
- 2 資金計画
- 3 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第58条第1項各号に掲げる書類

注意 申請者の住所及び氏名については、当該マンションの敷地の売却を行う旨の合意をした者の連署とすること。

様式第10号（第13条関係）

年 月 日

小田原市長 様

届出者 所在地

組合名

理事長氏名

㊦

マンション敷地売却組合理事長氏名等届出書

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第126条第2項の規定により理事長を定めたので、同条第3項において準用する同法第25条第1項の規定により次とおり届け出ます。

| 役職名 | 氏名 | 住所 | 備考 |
|-----|----|----|----|
| | | | |

注意 この届出書には、理事長を選出した会議の議事録を添付すること。

様式第11号（第14条関係）

年 月 日

小田原市長 様

申請者 所在地

組合名

理事長氏名

㊦

マンション敷地売却組合（定款・資金計画）変更認可申請書

年 月 日の総会において（定款・資金計画）の変更を議決したので、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第134条第1項の規定により、次の書類を添えて申請します。

- 1 変更理由書
- 2 変更した定款・資金計画
- 3 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第134条第3項の同意を得たことを証する書類（マンション敷地売却事業の実施のための借入金がある場合に限る。）

注意

- 1 変更理由書には、変更理由の要点を簡明に記載すること。
- 2 変更した定款又は資金計画の目次には、変更した事項の全部又は該当する箇所に赤色の下線を引き、変更しない箇所には「変更なし」と記載すること。

様式第12号（第15条関係）

年 月 日

小田原市長 様

申請者 所在地

組合名

理事長氏名

㊦

マンション敷地売却組合解散認可申請書

（ 年 月 日の総会において組合の解散について議決した
事業が完成した
事業の完成が不能となった ） ため、マン

ションの建替え等の円滑化に関する法律第137条第4項の規定による認可を受けた
いので、次の書類を添えて申請します。

- 解散の決議をした総会の議事録（総会の議決による解散の場合に限る。）
- 事業の完成を明らかにする書類（事業の完成による解散の場合に限る。）
- 事業の不能を明らかにする書類（事業の完成の不能による解散の場合に限る。）
- 債権者の同意書（組合に借入金がある場合に限る。）

注意 該当する添付書類の部分の□にレ点を記入すること。

様式第13号（第16条関係）

年 月 日

小田原市長 様

申請者 代表清算人氏名 ㊟

清算人氏名 ㊟

マンション敷地売却組合決算報告書承認申請書

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第138条において準用する同法第42条の規定によりマンション建替組合に係る決算報告書の承認を得たいので、次の書類を添えて申請します。

- 1 決算報告書
- 2 決算総会議事録

注意 清算人が2人以上の場合は、連署とすること。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

小田原市久野霊園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

小田原市長 加藤 憲 一

小田原市規則第28号

小田原市久野霊園条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市久野霊園条例施行規則（昭和41年小田原市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「必要な」を「当該工作物の工事に係る平面図及び断面図その他市長が必要と認める」に改める。

第17条中「、墳墓」を「墳墓」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の使用を許可した場合は、新たな使用許可書を申請者に交付する。

第20条を次のように改める。

（帳簿の管理）

第20条 墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）第7条第1項に規定する帳簿その他の霊園の管理に関する帳簿は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をもって保存するものとする。

様式第2号から様式第4号までを次のように改める。

様式第2号（第7条、第10条、第13条、第16条、第17条関係）

（表）

| | | | |
|---------------|--------|--------|-------------|
| 小田原市久野霊園使用許可書 | | | |
| | | 番 年 | 号 月 日 |
| 様 | | | |
| | | 小田原市長 | 印 |
| 次のとおり許可します。 | | | |
| 使 用 者 | 本 籍 | | |
| | 住 所 | | |
| | 氏 名 | | |
| 使 用 場 所 | | 区 側 番 | |
| 使 用 面 積 | | 平方メートル | 使 用 料 円 |
| 交 付 事 由 | | | |
| 使 用 許 可 年 月 日 | | | |
| 承 継 年 月 日 | | | |
| 備 考 | | | |

様式第3号 (第9条関係)

小田原市久野霊園墓碑新設等許可申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住 所

氏 名

㊦

電 話

次のとおり申請します。

| | | | | |
|-------------|------------------------|---------|--------|-----|
| 使 用 場 所 | 区 側 番 | | | |
| 使用許可年月日 | | 使用面積 | 平方メートル | |
| 工 事 概 要 | 種 別 | 高さ (深さ) | 材 質 | 備 考 |
| | 墓 碑 | | | |
| | 盛 土 | | | |
| | 囲 い | | | |
| | 納 骨 室 | | | |
| | 模様替え等 | | | |
| | そ の 他 | | | |
| 工 事 予 定 期 間 | | | | |
| 基礎工事立会日時 | | | | |
| 工事施行者 | 住 所 | | | |
| | 氏 名 | | 電 話 | |
| 添 付 書 類 | 工事図面 (平面図・断面図) その他 () | | | |

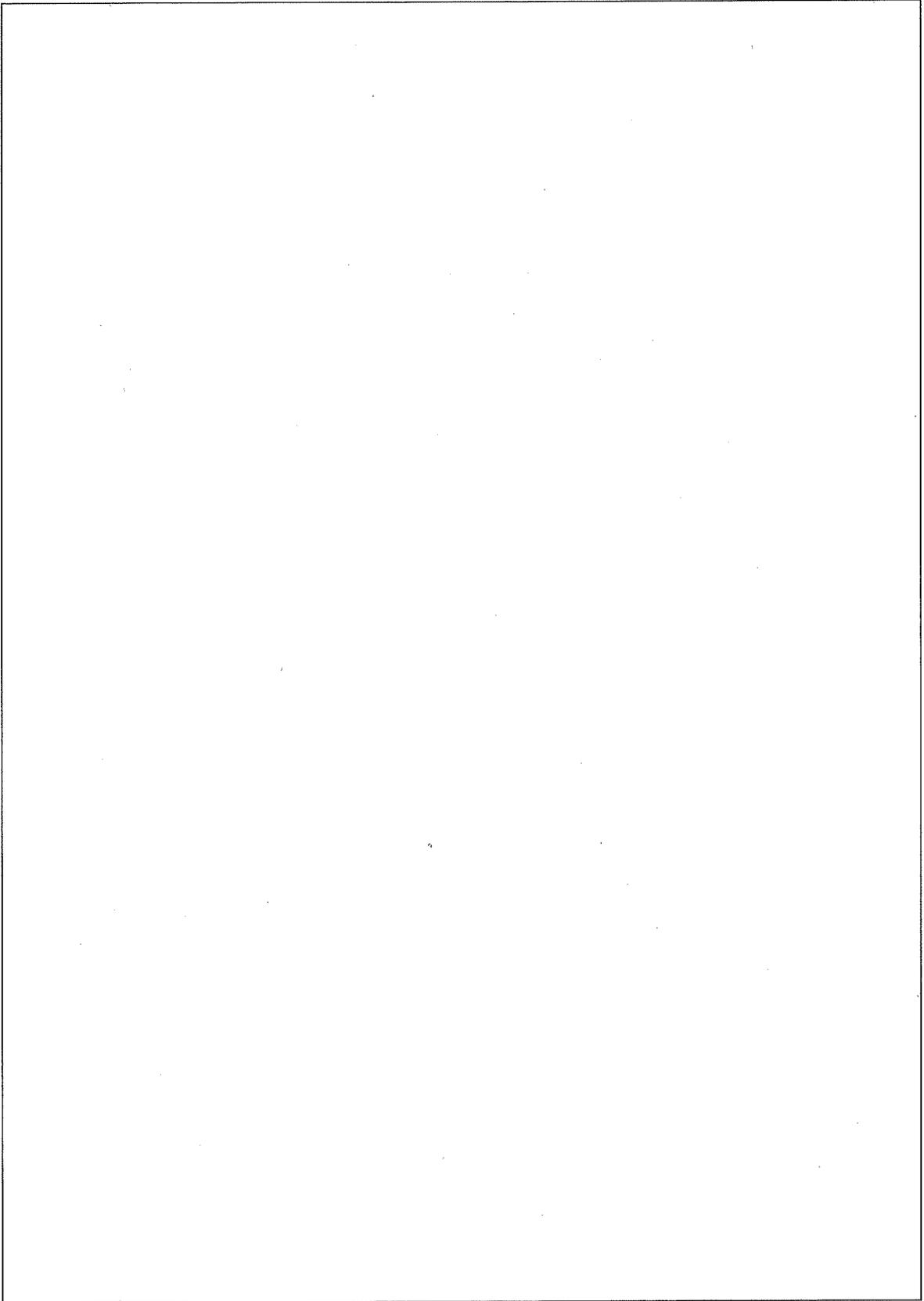
様式第4号 (第9条関係)

(表)

| | | | | |
|------------------|--------|--------|--------|-----|
| 小田原市久野霊園墓碑新設等許可書 | | | | |
| | | | 番 号 | |
| | | | 年 月 日 | |
| 様 | | | | |
| 小田原市長 印 | | | | |
| 次のとおり許可します。 | | | | |
| 使用場所 | 区 側 番 | | | |
| 使用許可年月日 | | 使用面積 | 平方メートル | |
| 工事概要 | 種 別 | 高さ(深さ) | 材 質 | 備 考 |
| | 墓 碑 | | | |
| | 盛 土 | | | |
| | 囲 い | | | |
| | 納 骨 室 | | | |
| | 模様替え等 | | | |
| | そ の 他 | | | |
| 工事予定期間 | | | | |
| 基礎工事立会日時 | | | | |
| 工事施行者 | 住 所 | | | |
| | 氏 名 | | 電 話 | |
| 許可条件 | 裏面のとおり | | | |
| 確認検査年月日 | | 確 認 者 | | |

(裏)

許可条件



様式第11号を次のように改める。

様式第 1 1 号 (第 1 3 条関係)

小田原市久野霊園使用許可書再交付申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住 所

氏 名

電 話

次のとおり申請します。

| 使用場所 | 区 側 番 |
|------|-------|
| 理 由 | |

様式第15号及び様式第16号を次のように改める。

様式第15号 (第17条関係)

小田原市久野霊園承継使用許可申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 本 籍
住 所
氏 名
電 話

㊟

次のとおり申請します。

| | | | |
|-----------|-------|---------|--------|
| 使 用 場 所 | 区 側 番 | | |
| 使用許可年月日 | | 使 用 面 積 | 平方メートル |
| 被承継者 | 本 籍 | | |
| | 住 所 | | |
| | 氏 名 | | |
| 被承継者との続柄 | | | |
| 承 継 の 理 由 | | | |
| 添 付 書 類 | | | |

様式第16号 (第18条関係)

小田原市久野霊園親族外埋蔵許可申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

次のとおり申請します。

| | | | |
|------------------|--------------|-----------|--------|
| 使 用 場 所 | 区 側 番 | | |
| 使用許可年月日 | | 使 用 面 積 | 平方メートル |
| 被 埋 蔵 者 | 本 籍 | | |
| | 住 所 | | |
| | 氏 名 | 死 亡 年 月 日 | |
| | 使用者との 関 係 | | |
| 埋 蔵 の 理 由 | | | |
| 添 付 書 類 | | | |

様式第17号から様式第19号までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

小田原市高等学校等奨学金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第29号

小田原市高等学校等奨学金支給規則の一部を改正する規則

小田原市高等学校等奨学金支給規則（平成23年小田原市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号を削る。

第3条中「3万円」を「4万円」に改める。

様式第1号中

| 年 齢 | 職 業 | 生 年 月 日 | 職 業 |
|-----|-----|---------|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

を に、

| 住 居 | 持 家 | 借 家 | 社 宅 | そ の 他 () |
|------|---------|-----|-----|-----------|
| 家庭状況 | 記入者氏名 ㊟ | | | |

を

| | |
|------|---------|
| 家庭状況 | 記入者氏名 ㊟ |
|------|---------|

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の小田原市高等学校等奨学金支給規則の規定は、平成31年度以後の年度分の奨学金について適用し、平成30年度分までの奨学金については、なお従前の例による。

小田原市立病院処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 2 9 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第30号

小田原市立病院処務規則の一部を改正する規則

小田原市立病院処務規則（昭和41年小田原市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「経営管理課 総務係 病院経営係 用度施設係」を
「経営管理課 経営管理係 用度施設係
病院再整備課 再整備係」に改め、同条第2項経営管理課の事務分掌中

(21)を(22)とし、(18)から(20)までを1ずつ繰り下げ、(17)の次に次のように加える。

(18) 看護部の職員宿舍の管理に関する事。

第5条第2項経営管理課の事務分掌の次に次の課名及び事務分掌を加える。

病院再整備課

(1) 病院の再整備に関する事。

第7条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

小田原市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第31号

小田原市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

小田原市消防本部の組織に関する規則（昭和45年小田原市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第2条中

「消防総務課 総務係 財務係
広域調整課 広域調整係 消防団係」を「消防総務課 総務係 政策調整係」に改める。

第3条消防総務課の事務分掌中(16)を(22)とし、(15)の次に次のように加える。

- (16) 消防事務の広域化に関すること。
- (17) 神奈川県西部広域消防運営協議会の運営に関すること。
- (18) 消防事務の受託に関すること。
- (19) 消防の重要事務事業の企画に関すること。
- (20) 消防の事務事業の総合調整に関すること。
- (21) 消防事務委託市町の消防団所管課との連絡調整に関すること。

第3条広域調整課の課名及び事務分掌を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(小田原市消防庁舎再整備事業庁舎設計事業者選定委員会規則の一部改正)
- 2 小田原市消防庁舎再整備事業庁舎設計事業者選定委員会規則（平成30年小田原市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第8条中「消防本部広域調整課」を「消防本部消防総務課」に改める。

小田原市消防吏員の階級、服制等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 2 9 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第32号

小田原市消防吏員の階級、服制等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市消防吏員の階級、服制等に関する規則（昭和39年小田原市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、気候その他の状況により消防長が必要と認めるときは、当該着用期間を変更することができる。

第5条の2中「着用期間」の次に「（第3条ただし書の規定により着用期間が変更された場合にあつては、当該変更された着用期間）」を加える。

別表第10通常時の部消防本部の吏員の項中「吏員」の次に「（交替制勤務に従事する吏員を除く。）」を加え、同表備考3(1)中「。ただし、気候その他の状況により着用期間を変更することができる」を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

小田原市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第33号

小田原市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

小田原市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成8年小田原市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第2条中「消防総務課長」を「消防署長」に改める。

第3条に次の2項を加える。

2 委員長の任期は、1年とする。ただし、委員長が欠けた場合において新たに指名された委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員長は、再任されることができる。

第6条第1項ただし書中「とき」を「場合において」に改め、同条第2項中「これを再任する」を「再任される」に改め、同条に次の1項を加える。

3 委員である消防職員が担当している職務との関連において、委員会の適切な運営のために当該消防職員が委員として引き続き2期を超えて在任することが特に必要であると消防長が認める場合の委員の再任については、前項ただし書の規定は、適用しない。

第7条第3項ただし書中「とき」を「場合において」に改め、同条第4項中「これを再任する」を「再任される」に改める。

第9条第2項後段を次のように改める。

この場合において、委員長は、当該会議に係る前条第1項の規定による意見の提出のための期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ、当該期間並びに会議の日時及び場所を周知するものとする。

第9条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 委員長は、委員に対し、会議を開く日の2週間前までに、会議の日時、場所及び審議時間並びに審議の対象となる消防職員から提出された意見の概要を、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱い（審議の対象としない場合にあつては、その理由を含む。）をそれぞれ通知するものとする。

第13条を第14条とする。

第12条中「庶務は、消防総務課」を「事務は、消防本部消防総務課」に改め、同条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（運営上の留意事項）

第12条 消防長及び委員長は、委員会の運営に当たっては、委員会の設置の目的に鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境の整備並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第8条関係）

意見書

| | | | |
|--|---------------------------|-------|---------------------|
| 提出者所属名 | 意見提出日 | 年 月 日 | ※ ² 整理番号 |
| 提出者職氏名 | ※ ¹ 意見取りまとめ者受付 | 年 月 日 | |
| ※ ¹ 意見取りまとめ者氏名 | ※ ² 受付 | 年 月 日 | |
| <p>（意見取りまとめ者を經由する場合）</p> <p>意見とりまとめ者から委員会の事務担当課への提出における提出者職氏名の取扱いの希望 記名 ・ 匿名</p> | | | |

| | |
|---|---|
| 小田原市消防本部消防職員委員会に関する規則第8条第1項の規定により、意見を提出します。 | |
| 件 名 | |
| 区 分 | <p>1 消防職員の勤務条件及び厚生福利</p> <p>2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品</p> <p>3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設</p> |
| 現 状 | |
| 意見の内容 | |

備考

- ※1の欄は、意見取りまとめ者が記入し、※2の欄は、空欄とすること。
- 必要な資料があれば添付すること。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 2 9 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第34号

小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例施行規則（昭和41年小田原市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第12条を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市公共施設再編基本計画策定検討委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第35号

小田原市公共施設再編基本計画策定検討委員会規則を廃止する規則
小田原市公共施設再編基本計画策定検討委員会規則（平成29年小田原市規則第6号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

おだわら高齢者福祉介護計画策定検討委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成31年 3 月29日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第36号

おだわら高齢者福祉介護計画策定検討委員会規則を廃止する規則
おだわら高齢者福祉介護計画策定検討委員会規則（平成25年小田原市規則第9号）
は、廃止する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

小田原市地域包括支援センター運営協議会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成31年 3 月29日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第37号

小田原市地域包括支援センター運営協議会規則を廃止する規則
小田原市地域包括支援センター運営協議会規則（平成25年小田原市規則第10号）
は、廃止する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

小田原市立病院再整備基本構想策定検討委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成31年 3 月29日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第38号

小田原市立病院再整備基本構想策定検討委員会規則を廃止する規則
小田原市立病院再整備基本構想策定検討委員会規則（平成30年小田原市規則第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。